省　令

○厚生労働省令第六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～百十の十三　（略） 百十の十四　ベランタマブ　マホドチン及びその製剤 百十の十五～百十の二十七　（略） 百十一～百四十二　（略） **別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～二百十五　（略） 二百十六　ベランタマブ　マホドチン及びその製剤 二百十七～二百四十七　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～百十の十三　（略） （新設） 百十の十四～百十の二十六　（略） 百十一～百四十二　（略） **別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～二百十五　（略） （新設） 二百十六～二百四十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年九厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分八厘

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分九厘
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）